○車両等の使用者に対する通知の事務処理要領の制定について（概要）

（平成１０年福岡県警察本部内訓第１０号）

この内訓は、道路交通法（昭和３８年法律第１０５号）第１０８条の３４の規定に基づき、車両等の使用者に対する通知の事務処理について、必要な事項を定めるものである。